

米軍普天間基地所属CH-53Eヘリコプターの部品落下事故に関する意見書

去る6月4日、米軍普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターのブレードテープの一部が、浦添市立浦西中学校のテニスコートに落下するという重大事故が発生した。事故当時テニスコートには20人余りの生徒が部活動中で、落下物は生徒の足元に落下し、生徒や保護者、学校関係者に強い衝撃と恐怖を与えた。米軍は落下した部品を米軍機からの落下物だと認めたにもかかわらず、安全性を強調し、被害者への謝罪もない。落下物の性質や形状が問題ではなく、落下させたことが問題であり、謝罪があつてしかるべきである。このような米軍の認識は、戦後相次ぐ米軍基地被害を受け続けた県民感情を理解する意志が感じられず、県民の生命及び財産の軽視であり断じて容認できない。

本市においては、2004年沖縄国際大学へCH-53Dヘリコプターが墜落、2017年12月7日には本事故と同型ヘリコプターのものと思われる部品が緑ヶ丘保育園の屋根に落下、2017年12月13日には普天間第二小学校へ同型ヘリコプターの窓枠が運動場へ落下する事故が起きており、本来安心・安全であるはずの保育園や学校での相次ぐ事故に対して、宜野湾市民の米軍への不信感はかつてないほど広がっている。

このような重大事故が起きたことに対して憤りを感じるとともに、本事故後も原因究明及び再発防止策が実施されない状況のなか、同型機が飛行されていることに激しい怒りを禁じ得ない。

よって、本市議会は市民・県民の尊い生命及び財産並びに安心・安全な生活を守る立場から、CH-53Eヘリの落下物事故に対して、嚴重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 一 被害を受けた生徒や保護者、学校関係者に謝罪をすること。
- 一 学校・保育園などの上空飛行の禁止
- 一 日米両政府の責任のもと、全ての機体の徹底した安全確認を行い、実効性のある再発防止策を講じるまでの飛行禁止
- 一 普天間基地の即時運用停止と1日も早い閉鎖・返還を実現すること。
- 一 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月24日

沖縄県宜野湾市議会